

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川場村	中野地区(中野)		—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

- (1) 樹園地と水田利用が主な地区であるが、中心経営体が経営規模を現状維持としているため、引き受意向のある耕作面積がない。高齢化及び後継者不足により生じる、耕作されなくなる農地の新たな受け手を確保する必要がある。
- (2) 狭小で、傾斜の厳しい農地も多い。また、石が多く、耕作条件が悪いため、農地の受け手が少ない。新たな農地の受け手を確保するには、耕作条件を改善する必要がある。
- (3) 山あいの地域のため、イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、認定農業者3経営体が担っていく。

畑利用は、認定農業者10経営体と農業法人1社が担っていく。

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者など担い手の受け入れも検討する。

(参考) 中心経営体 別紙のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。

【鳥獣被害防止対策への取組方針】

鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。
また、農地に利用可能な荒廃農地は、景観・資源作物などの導入を検討し、農地に再生不能な荒廃農地は、林地へ整備したり、緩衝帯として利用するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。

【中山間地域等支払制度や多面的機能支払制度への取組方針】

多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。

(参考) 中心経営体

No.	地区	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
19-1	中野	認農	認定農業者19	リンゴ、水稲、ブルーベリー	0.8 ha	リンゴ、水稲、ブルーベリー	0.8 ha
24-1	中野	認農	認定農業者24	リンゴ、水稲、ブルーベリー	1.1 ha	リンゴ、水稲、ブルーベリー	1.1 ha
30-1	中野	認農	認定農業者30	リンゴ	1.5 ha	リンゴ	1.5 ha
31-1	中野	認農	認定農業者31	酪農、繁殖和牛、飼料作物	0.6 ha	酪農、繁殖和牛、飼料作物	0.6 ha
41-1	中野	認農	認定農業者41	リンゴ、ブルーベリー	1.5 ha	リンゴ	1.5 ha
45	中野	認農	認定農業者45	リンゴ、ブルーベリー	2.4 ha	リンゴ、ブルーベリー	2.4 ha
47-2	中野	認農	認定農業者47	リンゴ、ブルーベリー	1.9 ha	リンゴ、ブルーベリー	1.9 ha
48-3	中野	認農	認定農業者48	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	2.1 ha	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	2.1 ha
49-1	中野	認農	認定農業者49	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	2.0 ha	リンゴ、ウメ、ブルーベリー	2.0 ha
50-1	中野	認農	認定農業者50	リンゴ、水稲、ブルーベリー	3.0 ha	リンゴ、水稲、ブルーベリー	3.0 ha
64-1	中野	認農	認定農業法人64	酪農、繁殖和牛、飼料作物	0.7 ha	酪農、繁殖和牛、飼料作物	0.7 ha
		計	11 経営体		17.6 ha		17.6 ha